

ダム・発電関係市町村全国協議会
理 事 会

令和6年11月12日(火)14時開会
全国町村会館 2階ホール

議 事 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 政策説明

「水力発電にかかる現状・展望について」

一般財団法人新エネルギー財団

水力地熱本部長 小林 雅一 氏

4 議 事

(1)議案第1号 役員を選任について

(2)議案第2号 「ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に
関する要望」(案)について

(3)その他

・地域のための小水力開発に向けた今後の取組について

5 閉 会

ダム・発電関係市町村全国協議会講演資料

2024年11月12日

(一財)新エネルギー財団
水力地熱本部

<https://www.nef.or.jp/>

1. 新エネルギー財団のご紹介 (目的・事業・設立)

目的・事業

風力、太陽光、水力、地熱等の再生可能エネルギーの導入と燃料電池、水素等の新しいエネルギーシステムの構築に向けて、下記の事業を行っています。

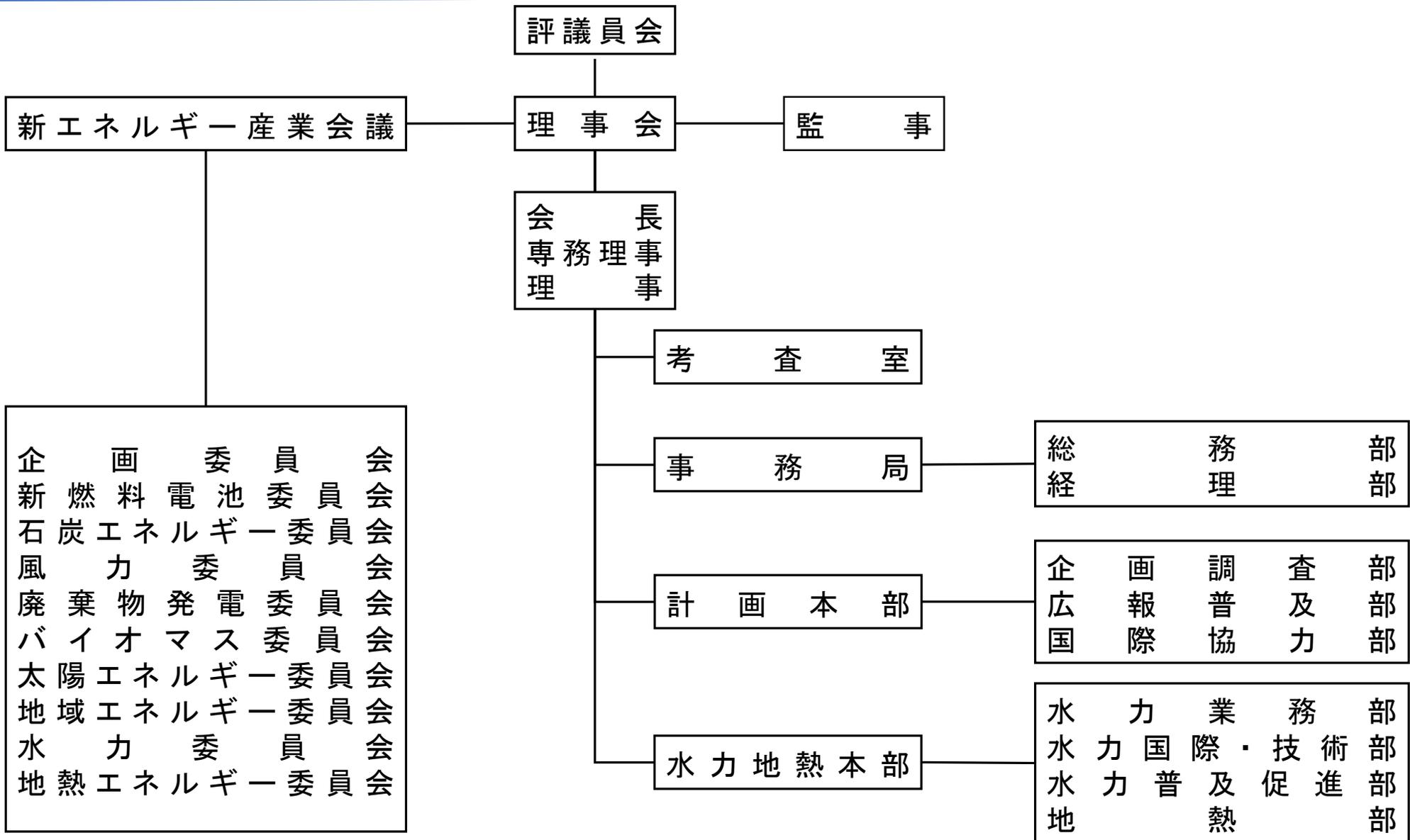
- ①提言、情報収集及び調査研究
- ②普及・啓発
- ③人材育成・研修
- ④国際協力

設 立

1980年（昭和55年）9月 27日

2012年（平成24年）4月 1日 一般財団法人に移行

1. 新エネルギー財団のご紹介 (組織)



1. 新エネルギー財団のご紹介 (水力地熱本部)

1. 政策提言 (水力委員会)

新エネルギー産業会議水力委員会の活動として、中小水力の開発と導入促進に関する諸方策について調査・研究を行うとともに、必要に応じて国および関係機関に対する政策提言を策定し、意見具申を行っています。

【提言 済】

水力発電の開発促進と既設水力の有効活用に向けた提言(令和 5 年 3 月)

https://www.nef.or.jp/introduction/teigen/te_c_suiryoku.html

新エネルギーの導入促進に関する緊急提言(令和 6 年 1 1 月)

https://www.nef.or.jp/introduction/teigen/urgent_proposal_2024.html

【今後の予定】

(令和 7 年 3 月)

(仮題) 水力発電の開発促進と既設水力の有効活用に向けた提言

新エネルギーの導入促進に関する緊急提言

令和6年11月

一般財団法人新エネルギー財団
新エネルギー産業会議

1. 新エネルギー財団のご紹介 (水力地熱本部)

2. 水力発電に関する調査・支援 (補助事業)

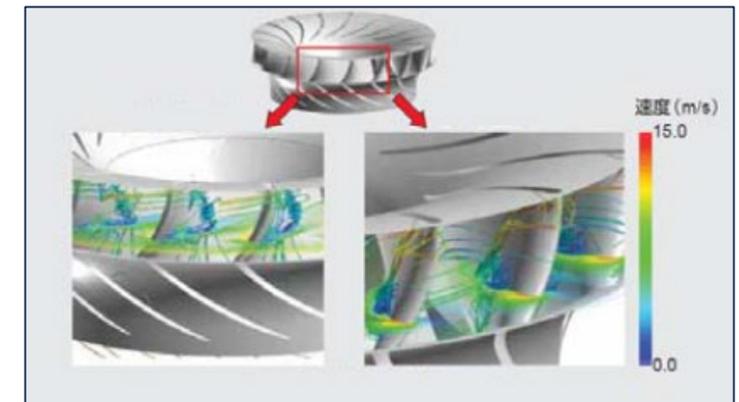
「水力発電導入加速化事業費」に係る補助事業者 (執行団体) として、補助事業(補助金の交付)を通して水力発電の開発促進を支援しています。

- ① 水力発電導入加速化事業費 (水力発電の事業初期段階における支援事業 (初期調査等支援事業) のうち**水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業**)
- ② 水力発電導入加速化事業費 (初期調査等支援事業のうち**水力発電の地域における共生促進等を図る事業**)
- ③ 水力発電の**既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業**

<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>



流量調査風景(水力発電事業性評価等支援事業)



最新解析技術等による評価(既存設備有効活用支援事業)

1. 新エネルギー財団のご紹介 (水力地熱本部)

2. 水力発電に関する調査・支援

資源エネルギー庁からの受託事業として、水力発電の開発促進に資する各種検討を行っています。

① 賦存量調査

- 最新の国内の包蔵水力を把握する調査
 - 発電利用されていない既存ダムのパテンシャル調査および既存ダムの運用高度化等によるポテンシャル調査
- 等

1. 新エネルギー財団のご紹介 (水力地熱本部)

3. 研修会

中小水力の開発に携わる技術者の技術水準の向上を図るため、開発事例や保守管理の新技术を紹介する下記の研修会を行っています。

① 実務研修会 (3回/年 2日/回)

対象 水力発電実務担当者 (技術者)

<https://www.nef.or.jp/topics/2024/20240820.html>

② 基礎研修会 (2回/年 5日/回)

対象 水力発電実務担当者 (技術者)

<https://www.nef.or.jp/topics/2024/pdf/20240624.pdf>

③ 人材育成研修 (水力発電コース)

対象 新規参入する水力発電事業者、若手技術者

https://www.nef.or.jp/topics/2024/20241028_02.html



実務研修会



基礎研修会 (演習)

1. 新エネルギー財団のご紹介 (水力地熱本部)

4. 国際協力

国際エネルギー機関(IEA)における“水力技術と計画に係わる実施協定 (Implementing Agreement for Hydropower Technologies and Programmes)”に参画し、水力開発が直面する環境問題、規制問題、経済性の問題、技術的課題等を克服し、世界レベルでの水力開発の促進に資するため、IEA加盟各国を中心にこれまでに蓄積した技術を集結し、各分野において技術協力を実施しています。

また、成果報告会等を開催し、国内水力発電の開発促進に寄与する海外情報等を水力発電関係者へ展開しています。

<https://www.nef.or.jp/ieahydro/about.html>



IEA水力実施協定 執行委員会



ワークショップ (閣内開催)

5. 書籍・資料の頒布

研修会や各種調査結果等の書籍や資料の頒布を通して、水力発電の開発促進を支援しています。

<https://www.nef.or.jp/info/syoseki.html>

[有償]

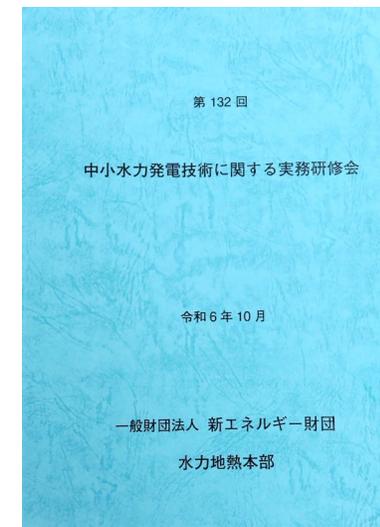
- ① 中小水力発電ガイドブック (新訂5版第10刷)
- ② 新エネルギー人材育成研修会 (水力発電コース) テキスト
- ③ 中小水力発電技術に関する実務研修会 (第1～132回) テキスト

[無償]

- ① 小水力発電1,000kW未満仕様標準
- ② 水力発電計画工事費積算の手引き 等



① 中小水力発電ガイドブック



③ 実務研修会テキスト

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

The screenshot shows the website for NEF (Nippon Energy Foundation), specifically the 'Water-Related Subsidy Business' section. The page features a navigation menu with options like 'Home', 'Business Evaluation Business', 'Local Mutual Support Business', 'Existing Equipment Effective Utilization Support Business', 'Water Consultation Window', 'Completed Business', and 'Inquiry'. The main content area is divided into several boxes: 'Business for water power business evaluation', 'Business for local mutual support', 'Completed Business (Business Report)', 'Water Power Development Consultation Window', and 'Local Public Body (City/Town/Village) Water Power Business Explanation Meeting'. A 'Topics & News Release' section at the bottom highlights a news item from October 28th regarding the disbursement of subsidies for local mutual support.

NEF 一般財団法人新エネルギー財団

文字サイズ 小 中 大

水力関連補助事業

ホーム 事業性評価事業 地域共生支援事業 既存設備有効活用支援事業 水力相談窓口 終了事業 お問い合わせ

水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業（事業性評価事業）
水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業）

水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業（既存設備有効活用支援事業）
水力発電導入加速化事業費

水力発電の地域における共生促進等を図る事業（地域共生支援事業）
水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業）

水力開発相談窓口

終了事業（事業報告）

地方公共団体（市・町・村）向けの水力発電事業説明会

Topics & News Release

10月28日 **地域共生**
NEW 令和6年度水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業のうち水力発電の地域における共生促進等を図る事業）に係る3次締切分の交付決定について

[一覧をみる ▶](#)

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

令和6年度「水力発電事業性評価事業」補助事業者一覧

No.	都道府県名 (調査場所)	補助事業者名	開始 年度	完了 年度	補助事業の名称	事業概要(HP掲載)
1	北海道	八千代エンジニアリング(株)	R5	R6	小川小水力発電所事業性評価調査事業	地形測量・流量調査を行う。
2	北海道	八千代エンジニアリング(株)	R5	R6	白水川小水力発電所事業性評価調査事業	地形測量・流量調査を行う。
3	岩手県	(株)グリーン電力エンジニアリング	R5	R6	岩泉町鼠入川水力発電所事業性評価調査事業	地質調査・地形測量・基本設計を行う。
4	岩手県	(株)グリーン電力エンジニアリング	R5	R6	遠野市小烏瀬川水力発電所事業性評価調査事業	地質調査・地形測量・正常流量調査・基本設計を行う。
5	山形県	東北おひさま発電(株)	R5	R6	荒川小水力発電所事業性評価調査事業	地形測量・基本設計を行う。
6	新潟県	八千代エンジニアリング(株)	R5	R6	土路川小水力発電所事業性評価調査事業	流量調査を行う。
7	福井県	大野小水力発電(株)	R5	R6	俵谷川発電所事業性評価調査事業	地形測量・流量調査・基本設計・作業道整備を行う。
8	岐阜県	(株)SPG	R5	R6	岐阜県土岐市妻木川水力発電所事業性評価調査事業	地質調査・地形測量・流量調査・環境調査・基本設計を行う。
9	兵庫県	八千代エンジニアリング(株)	R5	R6	福知川小水力発電所事業性評価調査事業	流量調査を行う。
10	岩手県	岩手県企業局	R6	R6	赤川水系水力発電事業性評価事業	基本設計を行う。
11	山形県	(株)POWER E NEXT	R6	R6	綱取川小水力発電所事業性評価調査事業	地質調査、地形測量、基本設計を行う。
12	新潟県	(株)グリーン電力エンジニアリング	R6	R7	妙高市平丸川水力発電所事業性評価調査事業	地質調査、地形測量、基本設計、その他調査を行う。
13	富山県	合同会社ハイドロリンク富山	R6	R6	船頭川発電所事業性評価調査事業	地形測量、流量調査、基本設計を行う。
14	岩手県	シン・エナジー(株)	R6	R7	吉部沢小水力発電所 事業性評価調査事業	地質調査、地形測量、基本設計を行う。
15	福島県	三峰川電力(株)	R6	R6	姫沼第二発電所事業性評価調査事業	地質調査、基本設計を行う。
16	新潟県	(株)グリーン電力エンジニアリング	R6	R7	糸魚川市根知川水力発電所事業性評価調査事業	地質調査、地形測量、基本設計を行う。
17	山形県	リニューアブル・ジャパン(株)	R6	R7	月布川水力発電所事業性評価事業	地質調査、地形測量、基本設計、その他調査を行う。

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

事業性評価： 水力発電導入加速化事業費（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）

(2) 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を行う事業に要する経費(調査費、作業道整備費)を補助する。

- ①補助対象事業 新設／リプレイスする水力発電所(20kW以上30,000kW未満)の事業性評価の経費
- i) 水力発電有望地点の調査・設計等※に直接要する経費(外注費とリース料)
 - ii) 当該地点の発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費
 - iii) 総延長100m以上の調査に必要な作業道整備のための経費
- ※・・・地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計など
- ②補助対象事業者 地域の中小水力発電の有望地点を**調査し**、発電を行う者を**公募する地方公共団体**
- ③補助率 補助対象経費に対して定額 **(10/10)**
- ・ 1 発電所当たりの調査費(公募用資料作成費含む)に対する補助金の上限額
2,000万円/年
 - ・ 作業道整備費(補助対象期間：2ヵ年)の上限額
15万円/10m(消費税含す) × 距離(10m未満切捨) × 補助率 または、2,000万円

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

令和6年度「地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業」補助事業者一覧

No.	都道府県名 (調査場所)	申請者名	開始 年度	完了 年度	補助事業の名称	事業概要(HP掲載)
1	青森県	風間浦村	R5	R6	大川尻沢における水力発電事業性評価調査・事業者公募	地質調査・地形測量・流量調査・基本設計・事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。
2	熊本県	球磨村	R5	R7	球磨村芋川・那良川における小水力発電事業性評価調査・事業者公募	地質調査・地形測量・流量調査・関係法令関係者調査・基本設計・事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。
3	熊本県	五木村	R5	R7	五木村栗鶴川における小水力発電事業性評価調査・事業者公募	地質調査・地形測量・流量調査・関係法令関係者調査・基本設計・事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。
4	新潟県	妙高市	R6	R7	妙高市菅沼・青田地区における小水力発電所事業性評価調査・事業者公募	地質調査、地形測量、流量調査、基本設計、事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。
5	鳥取県	鳥取市	R6	R7	鳥取市佐治町佐治川における水力発電事業性評価調査・事業者公募	地質調査、地形測量、流量調査、基本設計、事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。
6	愛知県	豊田市	R6	R7	豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・事業者公募	地質調査、地形測量、流量調査、基本設計、事業性評価を行い、発電事業者の公募を行う。

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

地域共生支援： 水力発電導入加速化事業費（初期調査等支援事業のうち水力発電の地域における共生促進等を図る事業）

水力発電の新規開発地点等における開発の促進するために、水力発電の地域における共生促進等を図る事業に対して支援（事業に要する経費を補助）する。

- ①補助対象事業 新設/リプレースする水力発電所(20kW以上30,000kW未満)の対象地域(立地市町村、隣接市町村、地域特性等からこれに準じて取扱うことが特に必要な市町村)において、水力発電所を開発する事業者が地域との課題解決や共生を図るための以下の経費
- i) 会議等の運営や広報活動（会議・広報費）
 - ii) 自然環境・社会環境の整備等を行うための調査・設計（調査・設計費）
 - iii) 自然環境・社会環境の整備等を行うための設備や整備等の工事（設備・工事費）
- ②補助対象事業者 当該水力発電所を新規開発(再開発)する事業者
- ③補助率 1/2以内 かつ 5万円/kW（14.3円/kWh 再開発で出力が変わらない場合）
- ・ 1 発電所当たりの会議・広報費の補助金の上限額
500万円/件 または 5万円/kW (14.3円/kWh※)のいずれかの低い額
 - ・ 1 発電所当たりの調査・設計費 及び 設備・工事費の補助金の上限額
2,500万円/件 または 5万円/kW (14.3円/kWh※)のいずれかの低い額
- ※再開発で出力が変わらない場合)

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

既存設備有効活用支援：水力発電導入加速化事業費（水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業（既存設備有効活用支援事業））

(1) 調査事業

水力発電の更なる導入拡大を目指し、既存設備の出力向上(増出力または増電力量)の可能性調査の事業に対して支援(事業に要する経費を補助)する。

- ①補助対象事業 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所*の増出力又は増電力量の可能性を調査する事業の以下の経費
※運転開始又は補助対象設備の更新後、工事等事業完了時点で20年以上経過していること
i) 調査費(既存設備の余力調査、既存ダムの運用最適化調査も対象)
ii) 試験費
iii) 設計費
- ②補助対象事業者 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力/増電力量の可能性の調査を行う事業者(地方公共団体、発電事業者等) (PFI含む)
- ③補助率 2/3以内

2. 補助金（水力発電導入加速化事業費）のご紹介

既存設備有効活用支援：水力発電導入加速化事業費（水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業（既存設備有効活用支援事業））

(2) 工事等事業

水力発電の更なる導入拡大を目指し、既存設備の出力向上(増出力または増電力量)を図る設備更新または改造する事業に対して支援(事業に要する経費を補助)する。
また、激甚化する自然災害へのレジリエンス強化に資する事業に対して支援する。

- ①補助対象事業 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所*の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業の以下の経費
- i) 構築物
 - ii) 機械装置
 - iii) 備品
 - iv) 諸経費
 - v) ダム負担金
- ②補助対象事業者 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力/増電力量の可能性の調査を行う事業者(地方公共団体、発電事業者等) (PFI含む)
- ③補助率 1/4以内 (以下の要件を満たす場合は 1/3 以内)
- i) 1,000kW以上増出力する地点
 - ii) 災害等で長期呼称停止中の電源の場合
 - iii) 災害対策等を合わせて実施する場合

3.新エネルギーの導入促進に関する緊急提言についてご紹介

第7次エネルギー基本計画策定に向けた要望事項等を緊急提言として、意見具申を行った。

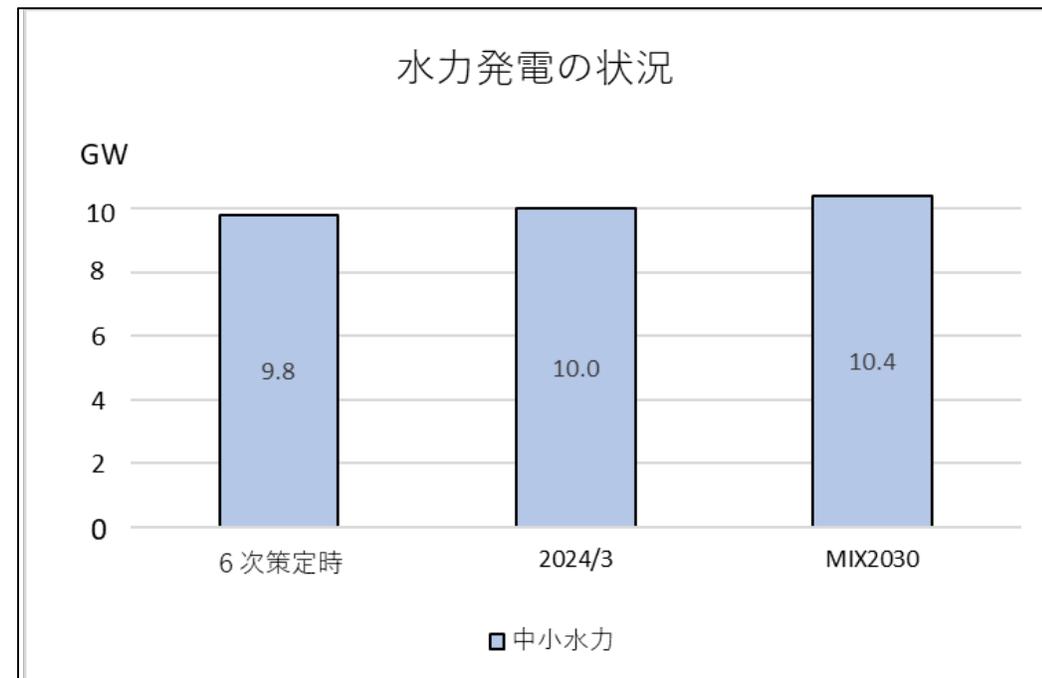
1. 2030年導入目標に対する現状と評価（水力発電）

目標値： 中小水力導入量10.4GW

発電電力量980億kWh

導入量： 中小水力導入量10.0GW

発電電力量768億kWh



目標達成には、水力発電の更なる導入が必要である。

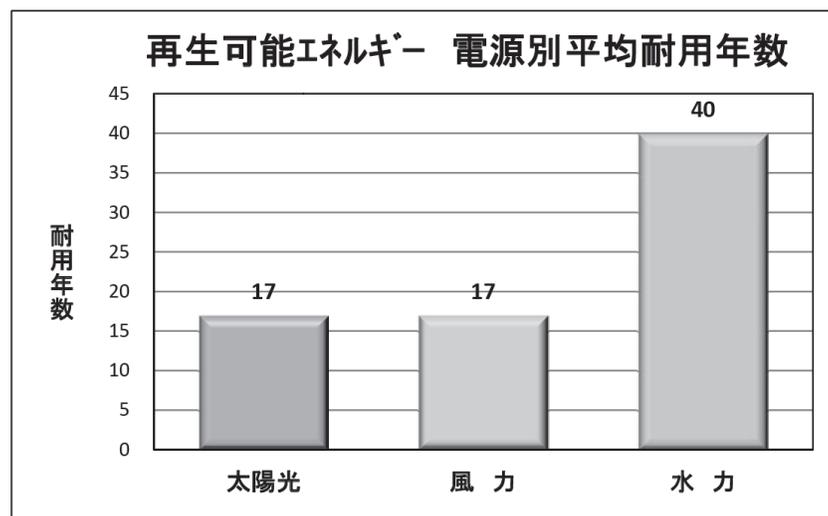
3.新エネルギーの導入促進に関する緊急提言についてご紹介

2. 目標達成に向けた政策提言

(1)水力発電の特徴に応じたFIT/FIP制度の見直しの検討

①既存の水力発電所及び未開発の水力ポテンシャルを最大限に活用するべく水力に応じた柔軟なルール作りが望まれる。

- ・水力発電設備の耐用年数を考慮し調達／交付期間を40年とすること
- ・実勢価格を反映可能な調達/基準価格算定方法の導入



○FIT/FIP基準価格/調達価格の推移

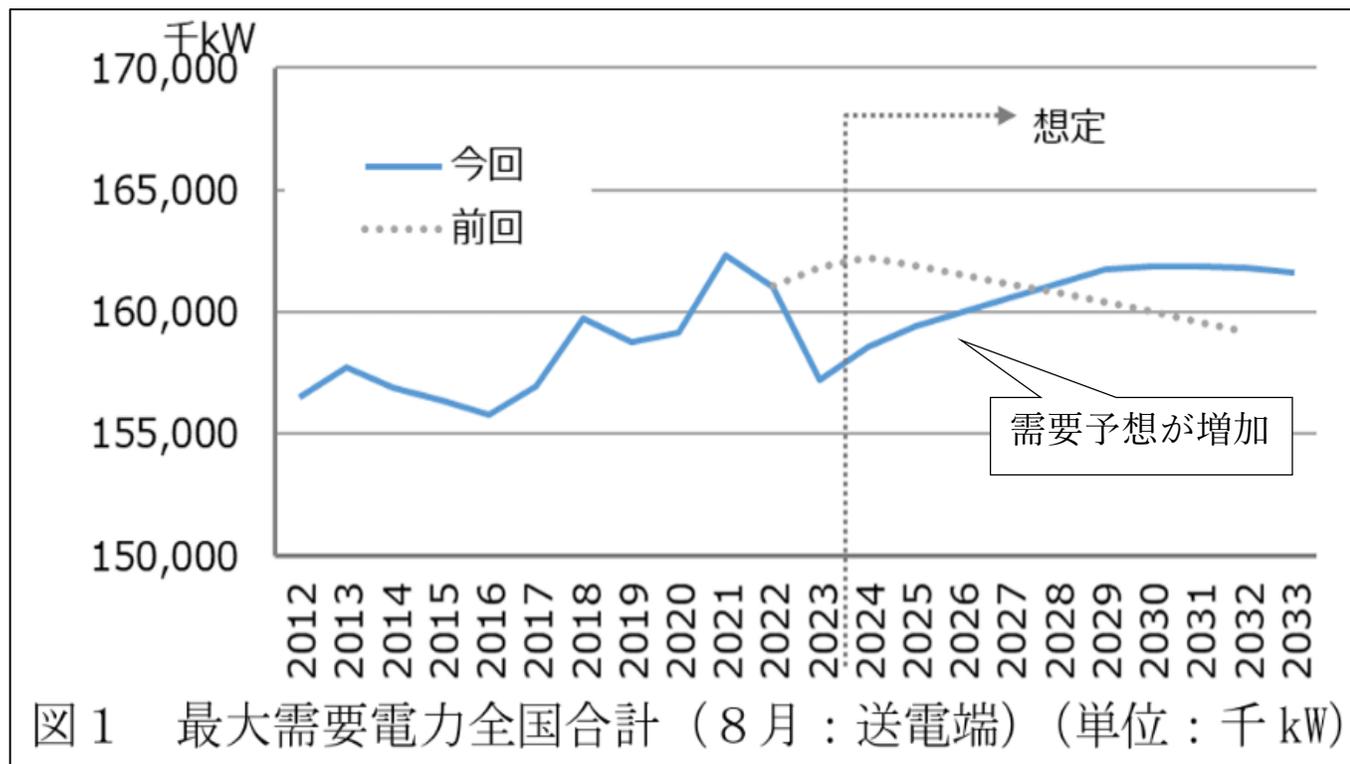
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
200kW未満	34円 (25円)	→	→	→	→	→
200kW以上 1,000kW未満	29円 (21円)	→	→	→	→	→
1,000kW以上 5,000kW未満	27円 (15円)	→	→	→	23円 (14円)	→(案)
5,000kW以上 30,000kW未満	20円 (12円)	→	16円 (9円)	→	→	→(案)

※()内は既設導水路活用型水力

3.新エネルギーの導入促進に関する緊急提言についてご紹介

(2)揚水発電所や高経年機器への支援策強化

- ①電力需要予想が増加に転じ、中長期的な調整力の確保が課題となる中、建設に期間を要す揚水発電所への支援の強化が望まれる。



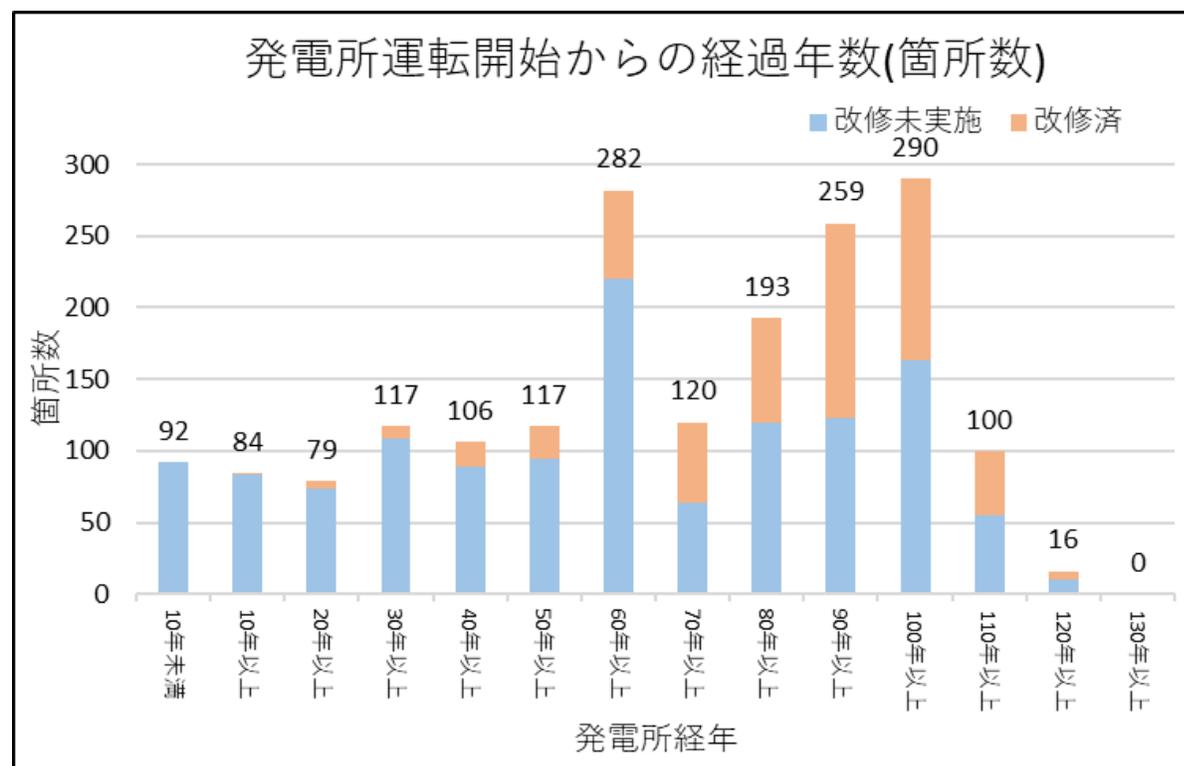
「2024年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について」（電力広域的運営推進機関）

3.新エネルギーの導入促進に関する緊急提言についてご紹介

(2)揚水発電所や高経年機器への支援策強化

②高経年発電所の維持、再開発が電力量の増加を支えているため、「既存設備有効活用支援事業」、「スマート保安実証支援事業費補助金(技術実証支援)」等の充実が望まれる。

- ・自然災害の激甚化への対応として、これらの制度が、災害復旧時に柔軟に適用拡大できる等の支援制度の拡充



※調査対象:電気事業者連合会(会員)、公営経営者会議(会員)、水力発電事業懇話会(会員)、大口自家発電施設者懇話会(会員)

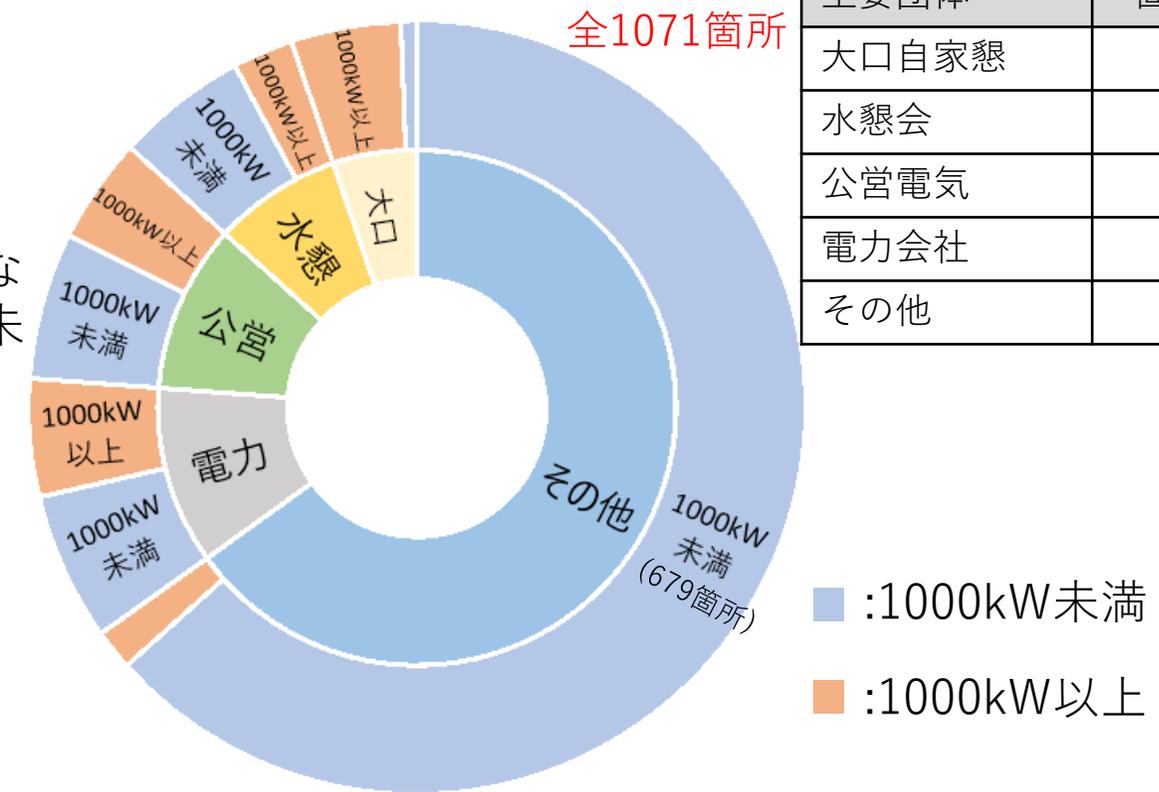
3.新エネルギーの導入促進に関する緊急提言についてご紹介

(3)水力開発が継続的に進められる制度・仕組みづくりへの支援

①再生可能エネルギーの主力電源化を進めるにあたり、系統の安定化、調整に寄与可能な水力発電と、その運用と保全を支える水力発電業界（事業者、メーカー、施工会社、研究者等）が長期に亘り安定して事業継続が可能な制度・仕組み作りが望まれる。

- ・「水力発電の事業初期段階における支援事業」の他、環境省、農林水産省などの関係省庁の支援制度も含めて、水力開発の支援策の継続
- ・第5次包蔵水力調査以来、30年間実施されてこなかった包蔵水力調査のレビューおよび1000kW未満の小水力について、国主導での計画的な調査の実施を要望

FIT/FIP認定件数の内訳



主要団体	箇所数
大口自家懇	56
水懇会	86
公営電気	113
電力会社	119
その他	697

ダム・発電関係市町村全国協議会 役員名簿

令和6年11月12日

会 長	浜 田 正 利	(北海道新得町長)
副 会 長	小 山 修 作	(宮城県川崎町長)
”	豊 田 稔	(茨城県北茨城市長)
”	中 山 正 隆	(和歌山県有田川町長)
”	上 田 泰 弘	(熊本県美里町長)
常任理事	佐々木 文 明	(秋田県藤里町長)
”	渡 部 勇 夫	(福島県只見町長)
”	本 村 賢 太 郎	(神奈川県相模原市長)
”	藤 澤 泰 彦	(長野県生坂村長)
”	尾 上 壽 一	(三重県紀北町長)
”	吉 田 英 人	(鳥取県八頭町長)
”	河 野 忠 康	(愛媛県久万高原町長)
”	三 浦 正	(福岡県篠栗町長)
監 事	師 岡 伸 公	(東京都奥多摩町長)
”	山 名 宗 悟	(兵庫県神河町長)
”	比 田 勝 尚 喜	(長崎県対馬市長)

ダム・発電関係市町村全国協議会

理事名簿

令和6年11月12日

浜田 正利（北海道新得町長） （青森県理事 欠員）	尾上 壽一（三重県紀北町長）
多田 一彦（岩手県遠野市長）	平尾 道雄（滋賀県米原市長）
小山 修作（宮城県川崎町長）	平沼 和彦（京都府南山城村長）
土田 正剛（山形県東根市長）	山名 宗悟（兵庫県神河町長）
佐々木文明（秋田県藤里町長）	山室 潔（奈良県上北山村長）
渡部 勇夫（福島県只見町長）	中山 正隆（和歌山県有田川町長）
豊田 稔（茨城県北茨城市長）	吉田 英人（鳥取県八頭町長）
粉川 昭一（栃木県日光市長）	石飛 厚志（島根県雲南市長）
阿部 賢一（群馬県みなかみ町長）	戎 齊（岡山県新見市長）
峯岸 克明（埼玉県寄居町長）	橋本 博明（広島県安芸太田町長）
師岡 伸公（東京都奥多摩町長）	藤井 律子（山口県周南市長）
本村賢太郎（神奈川県相模原市長）	野上 武典（徳島県勝浦町長）
辻 一幸（山梨県早川町長）	前田 武俊（香川県綾川町長）
米田 徹（新潟県糸魚川市長）	河野 忠康（愛媛県久万高原町長）
中川 行孝（富山県上市町長）	上村 誠（高知県北川村長）
田村 敏和（石川県白山市長）	三浦 正（福岡県篠栗町長）
河合 永充（福井県永平寺町長）	松尾 佳昭（佐賀県有田町長）
原 久仁男（長野県木曾町長）	比田勝尚喜（長崎県対馬市長）
藤澤 泰彦（長野県生坂村長）	上田 泰弘（熊本県美里町長）
成原 茂（岐阜県白川村長）	川野 文敏（大分県豊後大野市長）
村田 悠（静岡県裾野市長）	高妻 経信（宮崎県高原町長）
伊藤 浩亘（愛知県豊根村長）	上野 俊市（鹿児島県さつま町長）
	當山 全伸（沖縄県東村長）

議案第1号

役員の補充選任（案）について

現在欠員となっている役員について、規約第7条に基づき、下記のとおり補充選任する。

【北信地区】

- ・ 常任理事 中川 行孝 （富山県上市町長）

【近畿地区】

- ・ 常任理事 山名 宗悟 （兵庫県神河町長）

【北信・東海・近畿地区】

- ・ 監事 成原 茂 （岐阜県白川村長）

ダム・発電関係市町村全国協議会規約 (抜 粋)

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名
監 事	3名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名

(選 任)

第7条 理事は、都道府県を代表する者として、都道府県支部等より推薦を受けた市町村長をもってこれに充てる。

2. 都道府県別の理事の定数は次のとおりとする。

20市町村以上の会員を有する都道府県	2名以内
20市町村未満の会員を有する都道府県	1名

3. 会長、副会長、常任理事及び監事は、第1項により選任された理事の中から、別記の地区別定数により理事会において選任する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

なお、任期満了後であっても、後任者が決定するまでその職務を行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、役員の一部に欠員を生じたとき補充選任される役員の任期は前任者の残任期間とする。

会長・副会長・常任理事・監事の地区別定数

地区	所属都道府県	会長	副会長	常任理事	監事
北海道	北海道	} 1名	} 1名	1名	} 1名
東北	青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島			2名以内	
関東	茨城・栃木・群馬 埼玉・千葉・東京 神奈川・山梨		} 1名	1名	
北信	新潟・富山・石川 福井・長野			2名以内	} 1名
東海	岐阜・静岡・愛知 三重		} 1名	1名	
近畿	滋賀・京都・兵庫 奈良・和歌山			1名	
中国	鳥取・島根・岡山 広島・山口			1名	
四国	徳島・香川・愛媛 高知		} 1名	1名	} 1名
九州	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄			2名以内	
合計		1名	4名	12名以内	3名

**ダム・発電関係市町村振興対策の
充実・強化に関する要望
(案)**

令和6年11月12日

**ダム・発電関係市町村全国協議会
会長 浜田 正利**

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給、治水による安全確保という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

気候変動による災害の頻発化・激甚化が懸念される中、ダムの果たす治水機能は益々重要になるとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向け、地域に賦存するエネルギーである水力を再評価する声が高まっている。

これらを踏まえ、今後も我々市町村が、持続可能かつクリーンで安全な水力発電の安定供給等を通じ、国民生活の安定に寄与するためには、それを支える水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

よって、政府、国会においては、令和7年度予算編成ならびに施策の推進にあたっては、次の事項を実現するよう、強く求める。

< 重点事項 >

1. 水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）について

水力発電所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

2. 第 7 次エネルギー基本計画の策定について

地域に賦存する資源であり、クリーンで安全な水力発電について、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、地域が主体となった中小水力発電を含めた開発が促進され、有効に利用されるよう位置付けること。

3. 水源地域対策について

2050 年カーボンニュートラル実現に向け、「ダム再生ビジョン」を踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。また、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。

4. 水源地域の防災対策の充実について

ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。また、洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。

5. 系統制約への対応について

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

6. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

- (1)流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2)過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。

1. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

(1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久化措置等について

① 発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

② 揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移出市町村交付金を創設すること。

(3) 電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

(4) 水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

2. 第 7 次エネルギー基本計画の策定について

[内閣官房、内閣府、経済産業省、環境省]

地域に賦存する資源であり、クリーンで安全な水力発電について、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、地域が主体となった中小水力発電を含めた開発が促進され、有効に利用されるよう位置付けること。

3. 水源地域対策について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

- (1) 2050年カーボンニュートラル実現に向け、「ダム再生ビジョン」において、水力発電を積極的に導入するとしていることを踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。また、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。
- (2) 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、市町村等が策定する流域水循環協議会等における財源の確保や体制整備、流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等を強化すること。
- (3) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。
 - ① 既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう、万全を期した対策を推進すること。また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。
 - ② 魚道の設置等生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。
 - ③ 親水や教育等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。
 - ④ 合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。
 - ⑤ ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。
- (4) 総合水系環境整備事業を着実に実施するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。
- (5) 水源地域における道路整備を推進すること。

- (6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。
- (7) 森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (8) 外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

4. 水源地域の防災対策等について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域治水関連法に基づく「流域治水」の取組を推進すること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。また、洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。
- (3) FIT・FIP 制度の調達期間について、災害による長期停止期間を除外すること。

5. 系統制約への対応について

[財務省、総務省、農林水産省、経済産業省]

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

6. 地域との連携による水力開発体制の再構築について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 既設ダムの有効活用等、水力発電の拡充と水源地域の再生を図るため、政府、発電事業者、自治体等関係者が一体となった横断的かつ総合的な議論の場を設置すること。
- (2) 水力発電の果たす役割や水力開発に対する国民に住民の理解を促進するための広報対策を強化すること。
- (3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、水力開発を行う自治体に対する支援体制を強化すること。

7. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2) 過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。

ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

令和6年11月12日現在

都道府県	市 町 村	数
北海道	札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町	51
青森県	青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鱈ヶ沢町、深浦町、西目屋村、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村	12
岩手県	遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町	4
宮城県	仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町	12
秋田県	横手市、仙北市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	6
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町	19
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	36
茨城県	常陸太田市、北茨城市	2
栃木県	宇都宮市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町	5
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	18
埼玉県	秩父市、神川町、寄居町	3
東京都	青梅市、奥多摩町	2
神奈川県	相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村	5
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村	17
新潟県	長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	17
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	14
石川県	金沢市、小松市、白山市、能登町	4
福井県	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町	8
長野県	伊那市、飯山市、佐久市、南相木村、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村	25
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村	21
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町	9

都道府県	市 町 村	数
愛知県	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	5
三重県	松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町	7
滋賀県	大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町	9
京都府	宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町	5
兵庫県	養父市、朝来市、神河町、香美町	4
奈良県	奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村	13
和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、古座川町、北山村	16
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	9
島根県	浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、津和野町、吉賀町	10
岡山県	岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、美咲町、吉備中央町	12
広島県	広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、神石高原町	13
山口県	山口市、周南市	2
徳島県	阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町	7
香川県	東かがわ市、小豆島町、綾川町	3
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、愛南町	12
高知県	高知市、安芸市、香美市、宿毛市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檜原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	18
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、糸島市、那珂川市、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町	15
佐賀県	佐賀市、唐津市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、有田町、大町町、白石町	11
長崎県	対馬市、長与町	2
熊本県	菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、甲佐町、山都町、湯前町、水上村、五木村、球磨村	12
大分県	別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町	10
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	17
鹿児島県	鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町	22
沖縄県	国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町	7
合計		531

令和6年11月12日

地域のための小水力開発に向けた今後の取組について

ダム・発電関係市町村全国協議会事務局

■状況

1. 地域のための地域主導による小水力発電の現状や課題については、研究会を設置し、令和6年5月に報告書を取りまとめたところ
 - ・5月20日議員連盟との合同勉強会で説明
 - ・協議会HPにも掲載
2. 報告書の提言内容を踏まえ小水力開発を進める必要

■今後の取組

1. 地域のための小水力開発のモデル事業の創出

①報告書の作成に協力いただいた有識者から支援の申し出

- ・宮永洋一 氏 一般財団法人電力中央研究所名誉アドバイザー
専門：水理学、河川工学
- ・吉岡一郎 氏 中国高圧コンクリート工業株式会社取締役社長
経歴：元中国電力水力部長、再エネ部長
- ・松尾寿裕 氏 京都大学鎮守の森コミュニティ研究所研究員
経歴：全国小水力推進協議会理事、地域主導の再エネ開発をサポート
- ・宮川和芳 氏 早稲田大学 基幹理工学部 機械科学・航空宇宙学科教授
専門：熱流体科学、水車開発
- ・中西要祐 氏 早稲田大学 大学院環境・エネルギー研究科特任教授
専門：電源・再エネの蓄積技術、電源設備・配電計画・制御技術

ほか

- ##### ②開発の意向がある会員市町村を対象に導入のアドバイス等をモデル的に実施
- ・開発可能地点の見分け方
 - ・コンサルタントとの交渉の仕方（依頼する前の留意点）

- ・発電機や設備の仕様の評価（適正な規模かどうかなど）
- ③複数の市町村を選定し、アドバイスをを行い、得られた知見を会員で共有

2. 地域のための小水力開発に関するシンポジウムの開催

(1)趣旨

- ①研究会の検討成果（報告書）の紹介
- ②国や自治体や業界関係者などへの理解促進
- ③ダム・発電関係市町村等議員連盟との連携

(2)開催イメージ

- ①開催時期：R7年 2～5月
- ②開催場所：全国町村会館
- ③内容
 - ・議連代表者挨拶
 - ・講演：小水力開発の現状と課題（報告書の解説）
 - ・講演：開発事例の分析
 - ・パネルディスカッション
- ④参加者
会員市町村、ダム発電議員連盟、関係省庁、研究者、関連企業、業界団体、報道機関 など

地域のための小水力発電に関する研究会報告書

【概要版】

令和6年5月

地域のための小水力発電に関する研究会

(ダム・発電関係市町村全国協議会)

地域のための小水力発電に関する研究会

令和5年4月設置

立命館大学 総合科学技術研究機構

特定非営利活動法人水力開発研究所 (HDRI) 代表理事

井上 素行 氏 (座長)

一般財団法人電力中央研究所 名誉研究アドバイザー

特定非営利活動法人水力開発研究所 副代表理事

宮永 洋一 氏

京都大学防災研究所水資源環境研究センター長・教授

特定非営利活動法人水力開発研究所 理事

角 哲也 氏

中国高圧コンクリート工業株式会社取締役社長

特定非営利活動法人水力開発研究所 理事

吉岡 一郎 氏

事業構想大学院大学教授

重藤 さわ子氏

<< 報告書の構成 >>

I.水力発電の価値

II.水力発電の課題

III.地域を取り巻く状況

IV.今後の水力開発のあり方と目指すべき姿

V.提言

I.水力発電の価値 ①

1. 開発ポテンシャル

①豊富な包蔵水力(技術的・経済的に利用可能な水力)

未開発	2,640 地点	1,160万 kW	440億 kWh
既開発	1,993 地点	2,190万 kW	900億 kWh

資源エネルギー庁
2022年3月31日

※「未開発」に含まれていないもの

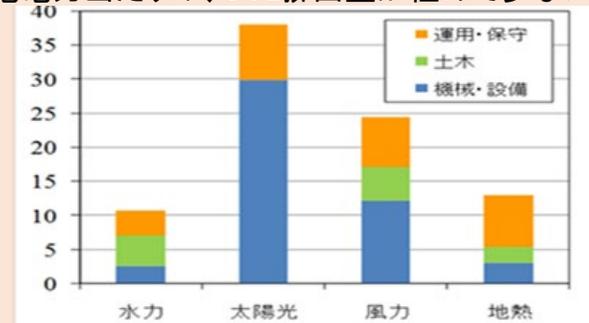
既存インフラの未利用落差、100kW以下のマイクロ水力発電など

- ②環境省調査(2015年)でも多くの未開発地点
- ③エネ庁第5次包蔵水力調査(1986年)も十分調査されていない

1,000kW未満の小水力 → 大きな開発ポテンシャル

3. 環境価値

①発電電力当たりの、CO2排出量が極めて少ない



再生可能エネルギーのCO₂排出量原単位

(参考: 石炭火力1,000 g/kWh、LNG480 g/kWh)

②ただし、減水区間等水生生物の生息等、環境への配慮が必要

2. 電力価値

(1) 経済性

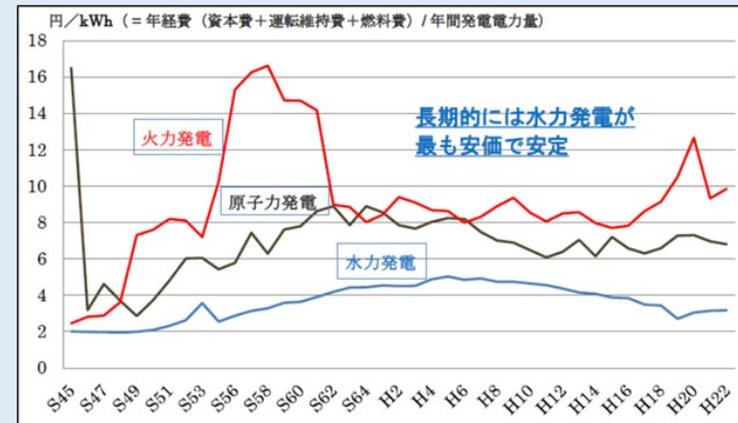
- ①初期投資は大きい、非常に長い耐用年数
水車・発電機=50年以上 ダム・水路=100年以上
- ②減価償却後も発電可能、設備利用率も高い
=長期的には最も安価な電源

(2) 電気の品質

- ①天候や時間帯による不安定な出力変動がない
- ②昼夜とを問わず安定した発電、制御性に優れている

【参考】設備利用率(定格出力に対する実際の発電量割合)

水力(流れ込み式) 60% > 風力20% > 太陽光13%



水力、火力、原子力発電の実績発電単価の推移

I. 水力発電の価値 ②

4. 社会的価値

○水力発電による地域の維持・発展

- ・地域づくり=エネルギーの地産地消
- ・地域経済=雇用、地元企業発注、新規事業創出
- ・地域活性化=環境・エネルギー教育、魅力向上

5. エネルギー・セキュリティへの貢献

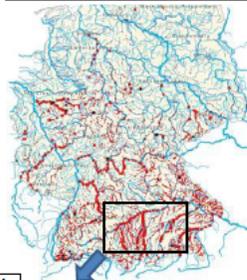
- ①純国産エネルギーとして超長期にわたり活用可能
- ②カーボンニュートラルのみならず、エネルギー基盤として、我が国のエネルギー・セキュリティに大きく貢献できる、最も信頼性の高いエネルギー

【参考】欧州との比較(ドイツ)

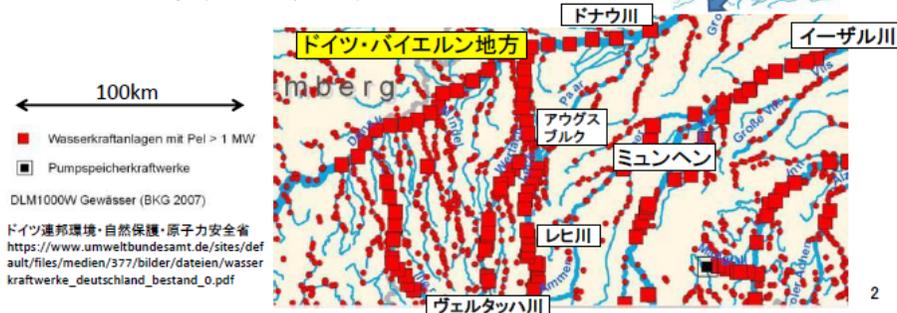
ドイツの水力発電所の設置密度 (国土面積は日本とほぼ同じ、理論包蔵水力は1/6)

項目	ドイツ	日本
10MW以下のポテンシャル	1830MW*	10325MW**
既開発の設備容量	1826MW (2016年)*	3610MW (2015年度)**
既開発の発電所数	約7500カ所	1475カ所
電力市場の全面自由化	1998年～	2016年～
再生エネの開発目標	2030年に電源の65%	2030年に電源の36-38%
FIT制度の導入	2000年～	2012年～
小水力発電事業者	電力会社、地方自治体の公営企業 (Stadtwerke, 約900社)	電力会社、公営企業局、新電力、土地改良区等
小水力機器製造者	国内や欧州、海外需要に対応	国内需要に対応

ドイツ全国の水力発電所



*World Small Hydropower Development Report 2016, **第5次発電水力調査



- 面積は日本とほぼ同じ
- 理論包蔵水力は日本の1/6
- 極めて高密度に水力発電所を設置
日本の5倍

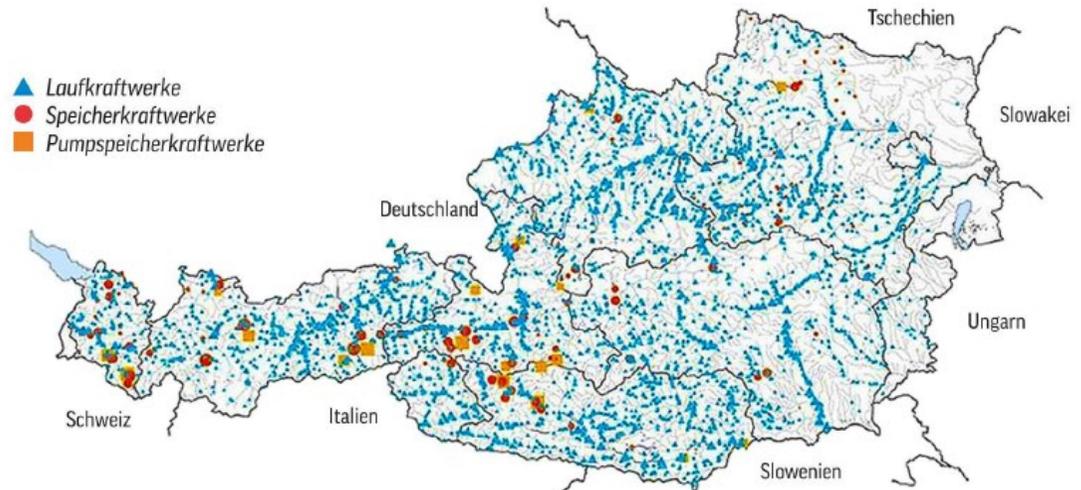
【参考】欧州との比較（オーストリア）

	オーストリア	北海道
面積	83,900km ²	83,400km ²
人口	874万人	522万人
年間降水量	660mm	約1,000mm
水力発電所数	約5,000か所 うち系統接続 4,000か所	107か所

- 面積は北海道とほぼ同じ
- 降水量は北海道よりも少ない
- 水力発電所は北海道の50倍

HPP in Austria オーストリアの水力発電所の分布 (大部分が大きなダム・貯水池を建設しない小規模な発電所)

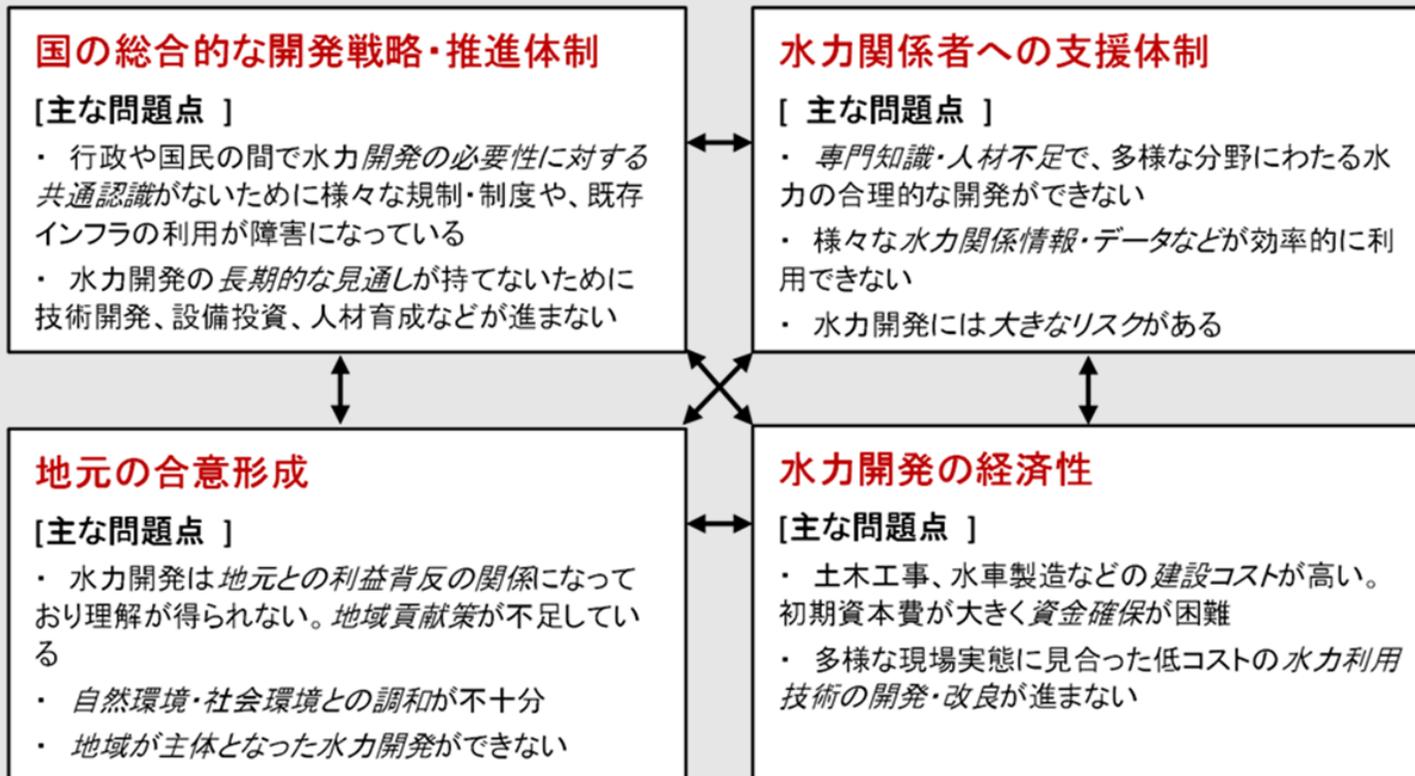
FH MÜNSTER
University of Applied Sciences



Ⅱ.水力発電の課題 ①

1. 水力開発の隘路

○地元の合意形成の困難さと経済性(発電事業の事業性)の確保の困難さ



Ⅱ.水力発電の課題 ②

2. 水力開発に係るFIT制度・補助金制度の問題点

- ①FIT制度により太陽光を中心に新規参入もあり、爆発的に設備容量が増加
- ②しかし、水力発電の新規開発量はほとんど増加なし

原因

- 1) 既設発電所の改修にもFIT制度を適用
- 2) FIT制度の大半が既設発電所の改修にとどまった
- 3) 新規開発の適用対象を1,000kW未満としたため未利用エネルギーを生かすことができない
- 4) FIT制度の導入に伴い補助金が一部を除き廃止された

背景

水力発電推進体制の弱さ

3. 水力開発の課題

(1) 水力発電の開発体制に関する固定観念

水力発電は電力会社が開発するもの、という固定観念

(2) 水力開発の総合的な推進戦略・推進体制の欠如

- ①関係者間で水力の特徴と価値を共有が不足
- ②多様な価値を総合的に生かすための水力開発ビジョンと推進戦略・推進体制がない

(3) 合意形成の改善と事業モデルの未構築

- ①水力開発を地域の問題として捉えていない
- ②地域の関係者には経験や知識、資金が不足

(4) 事業性向上(コスト低減)に向けた取り組みの不足

- ①人材・技術や建設体制の不足
- ②水車・発電機は市場が限定→受注生産(特注設計)で高コスト
- ③標準化やシリーズ化ができておらず高コスト
- ④既存インフラの活用や地点特性に適合した水圧管の選定になっていない場合がある
- ⑤地元企業や住民が設備の製造・建設や運転保守に取り組める支援体制がない

Ⅱ.水力発電の課題 ③

3. 水力開発の課題(つづき)

(5) 水力開発の支援体制の不足

① 水力開発を的確に進めるための広範な専門知識が不足

【例】流域の水文特性や地形・地質、生態環境、電気・機械・土木設備の設計・施工・運用・保守、許認可、地域の社会環境と地域貢献、合意形成、資金調達など

② 開発候補地点の河川流況や送配電系統、インフラ設備等の情報、工事費の積算システム、水力開発動向や発電所の運用実績等の情報を提供する支援システムがない

(6) 時間を要する許認可手続き

- ① 許認可手続き(特に河川法の許可(水利権の取得))に時間を要し開発リードタイム長期化の要因になっている
- ② 森林法や自然公園法等の規制など、再生可能エネルギー導入という現代的課題に適合しているとは言い難い

Ⅲ.地域を取り巻く状況

1. 自治体を取り巻く状況

- ① 人口減少下における地域づくりへの対応
- ② 少子化対策、DX、脱炭素、食料安全保障、国土保全等の社会的・国家的課題への対応

2. 地域脱炭素の取り組みと再生可能エネルギー開発の実態

- ① 再エネ導入は進んだが、FIT制度は必ずしも地域に貢献してこなかった
- ② 地域外資本による、環境破壊・悪化による相次ぐ反対運動

3. 地域脱炭素と地域総合戦略

○ 地域脱炭素は、単なる環境政策ではなく、地域の持続的発展のための地域総合戦略の核となるもの

IV. 今後の水力開発のあり方と目指すべき姿

1. 地域のための水力開発の要件

① 地域が主体となって開発すること

- ・ 地域の利害関係者による所有
- ・ 地域に根差した組織による意思決定
- ・ 社会的・経済的便益の地域への還元

② 地域の自然・社会環境との調和

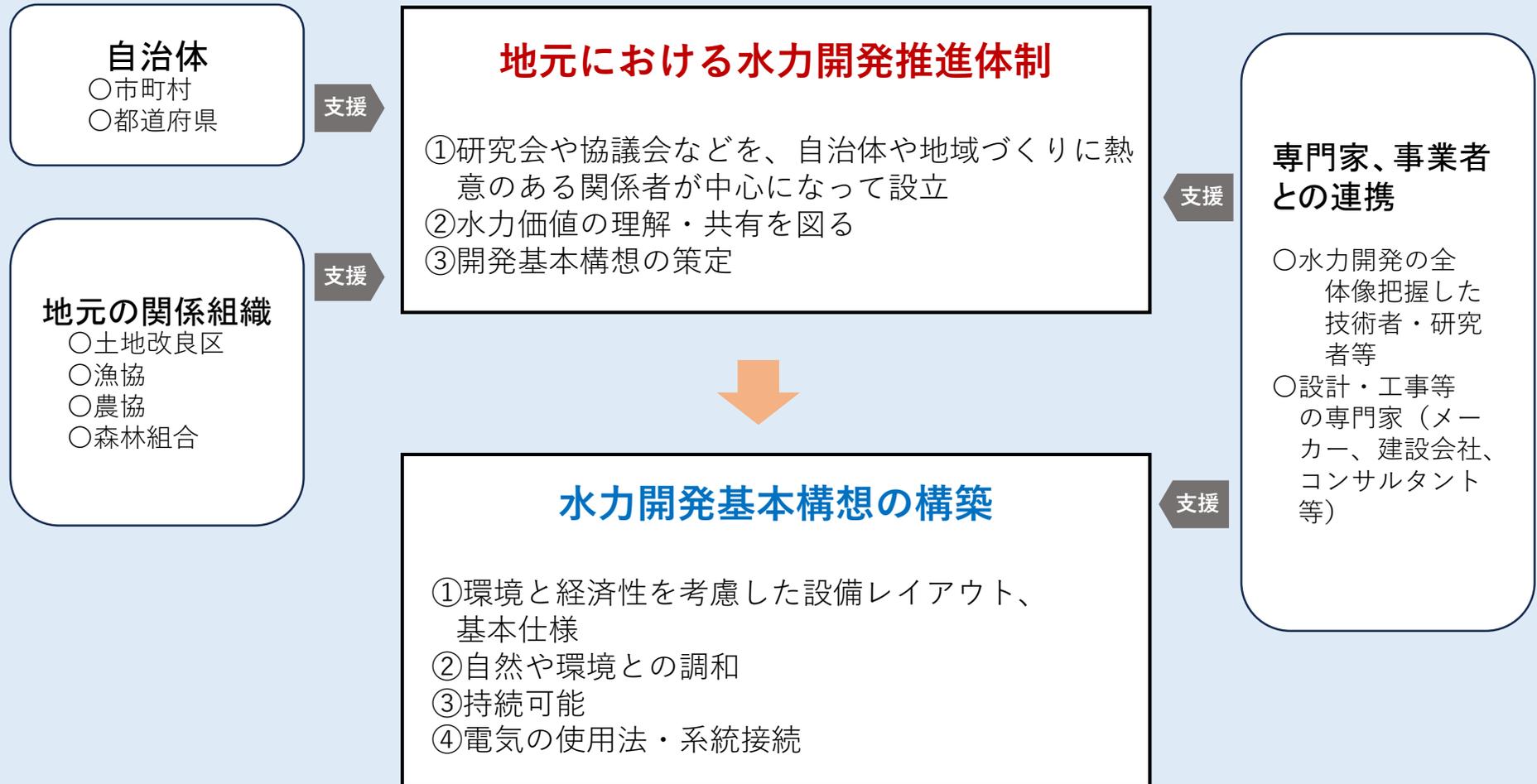
- ・ 減水区間における維持流量の評価
- ・ 地域の利害関係（漁協、土地改良区等）
- ・ 社会的・経済的便益の地域への還元

③ 地域への貢献

- ・ 地域づくり、地域経済、伝統・文化の再生、防災・減災への貢献等

IV. 今後の水力開発のあり方と目指すべき姿

2. 地域が主体となった水力開発基本構想の推進体制



V. 提 言 ①

(1) 水力発電の価値とポテンシャルに対する国民理解の促進

- ① 地域や自治体、地元企業や金融機関に対する理解醸成（セミナー、勉強会、キャラバンの実施など）
 - ② 小水力開発可能地点把握の容易化（精度を高めた小水力開発に資する包蔵水力の再調査等）、既存公開情報（環境省REPOS）の精度向上や利活用方法のPR等
- ▶ 自らが主体となって水力開発を進める意識の向上、国民理解の促進

(2) 自治体における取組の強化

- ① 地域づくりに小水力開発を位置づけた地域ビジョンの策定
- ② 地域に賦存する自然エネルギーの把握
- ③ 部署横断的な推進体制の構築
- ④ 小水力発電の基本的な知識を有する人材の育成
- ⑤ 財源調達手段の多様化の検討

(3) 事業性（経済性）の向上

- ① 水車・発電機等の要求仕様の見直しに向けた産学官連携による検討体制の構築
- ② 水車・発電機等機器類の標準化、汎用化と地元メーカーが受注できる仕様の開発
- ③ 設置工事を地元工事会社が受注できるよう、技術の標準化やマニュアルの整備
- ④ 気象、地形・地質、植生等を考慮した、高精度の流況評価技術の開発

- ⑤ 生態系保全のための河川維持流量の評価や魚道の技術研究の推進
- ⑥ エネルギーの地産地消、災害時のレジリエンス確保のためのマイクログリッドの推進

(4) 財政支援・金融調達のあり方

- ① 国庫補助事業の対象の大幅な拡充
 - ・国庫補助事業の対象を調査費から設備設置費に至るまでに拡大すること
 - ・FIT制度の認定設備も対象とすること
- ② 過疎対策事業債の適用条件の見直し
 - ・過疎対策事業債の適用条件から売電割合を除外すること
- ③ 農業用水利における小水力発電設備の補助対象要件の見直し
 - ・電力供給先を土地改良施設に限定した要件の見直し
- ④ 民間資金を活用した多様な資金調達手段の検討
 - ・金融機関との連携
 - ・「ふるさと融資（ふるさと財団）」や「ローカル1000プロジェクト（総務省）」の活用
- ⑤ FIT制度の見直し
 - ・資金回収期間の短縮化を図る等小水力開発をより促進する価格の見直し

V.提 言 ②

(5) 水力発電を推進できる人材の育成

小水力開発の専門家、技術者を養成するため、国の主導による産学官連携の人材育成体制の早急な構築

(6) 許認可手続きの迅速化・簡素化

- ① 河川法の目的(第1条)に「地域振興」を加えること
- ② 水利権の許可については、地域特性と河川環境の保全・改善に配慮した一定の基準を示すなど、硬直的・恣意的な解釈・判断を防止する対策を講じること
- ③ 森林法における保安林の指定解除、作業許可等の要件を明確化すること
- ④ 自然公園法の許可・届け出手続きの審査基準を明確化すること
- ⑤ 系統連系制約の大幅な低減を図るため、小規模発電事業者の接続ルールを見直すこと

(7) 支援体制の充実

- ① 地域の水力開発を支援する公的な中間支援組織を国が主導により整備すること
 - ・地球温暖化防止活動推進センターやNPOなど既存の組織を活用からスタートする
 - ・活動の経験をもとに中間支援組織のあり方を検討する
- ② モデル地点を早急に発掘し、支援活動の具体化を図る

(8) モデル地点の推進と事例の共有

- ① 地域のための小水力発電を推進するためのモデル地点を早急に定め、モデル事業を構築する
- ② モデル事業の開発過程や課題を定期的に、自治体等に情報発信し開発につなげ、事例を共有する

(9) 地域分散型エネルギー自給体制の構築

マイクログリッドの実装を目指したモデル事業に積極的に取り組むなど、地域分散型エネルギー自給体制を構築する

(10) 国の基本政策・計画における小水力発電の明確化

- ① エネルギー基本計画
 - ・「中小水力発電」の言及あり ▶ 小水力発電の位置付けの明確化を図ること
- ② デジタル田園都市国家戦略、
- ③ 国土強靱化基本計画
 - ・小水力発電の言及なし ▶ 地域主導による小水力発電の導入を位置付けること
- ④ 国土形成計画(全国計画)
 - ・「中小水力」「活用推進」の言及あり ▶ 小水力発電の位置付けの明確化を図ること